

## インドネシアの JCM 事業に関する推奨事項

2013 年 8 月 26 日、インドネシアと日本間で二国間クレジット制度（JCM）に関する二国間文書が署名されました。これを受け、インドネシア政府と日本政府の間で JCM 実施に係る諸規則及びプロジェクト実施手順等について協議がなされ、JCM プロジェクトのより円滑な案件形成に向けて、JCM の実現可能性等調査や設備補助事業等については、その検討段階からインドネシア側と情報共有することとなりました。

これを受けて、インドネシアにおいて、環境省が今後公募する JCM プロジェクトの実現可能性等調査や設備補助事業等への応募をご検討される方（以下「事業者」という。）は、応募されるまでに以下 1. に示す手順を経ることが推奨されますので、ご注意ください。

### 1. 応募までのインドネシア側及び環境省との情報共有

- (1) 事業者は、以下の JCM プロジェクトに関する対象調査・事業の公募に応募する前に、下記 3. に示すインドネシア側 JCM 事務局に連絡し、事前に案件内容の概略を説明すること。また、事業者は、インドネシア側 JCM 事務局に説明した後に、環境省にその旨を報告すること。  
 <JCM プロジェクトに関する対象調査・事業>  
 ・環境省：実現可能性等調査、大規模案件形成事業、設備補助事業、一足飛びに向けた資金支援（基金、ADB）
- (2) インドネシア側 JCM 事務局への説明方法としては、2. に掲げる事業計画等を直接インドネシア側 JCM 事務局に説明することが想定されるが、詳細はインドネシア側 JCM 事務局と調整すること。
- (3) 環境省への報告方法は、インドネシア側 JCM 事務局に提供した資料と概要（日付、先方対応者、主なコメント<sup>1</sup>等）をメールで送付すること。
- (4) (3) で送付したメール及び資料と概要については、(1) に挙げる調査や事業の公募に応募する際に、応募書類の参考資料として提出すること。
- (5) インドネシア側事務局及び環境省は、上記 (1) ～ (4) で得られた情報について秘密の保持に留意し、他の事業者に情報を提供しないことや、組織の外部への情報提供を行わない等の漏えい防止の責任を負う。また、事業者から提供される資料の著作権が各事業者に帰属することを踏まえ、著作権を侵害しない責任を負う。

### 2. インドネシア側 JCM 事務局に連絡すべき項目の例（英文）

- 書類の作成日
- プロジェクト又は調査のタイトル（件名）
- プロジェクト実施主体、又は調査実施主体（コンタクト窓口の連絡先含む）
- プロジェクト実施又は調査実施に係る日本側協力機関
- プロジェクト実施又は調査実施に係るインドネシア側協力機関（カウンターパート）
- プロジェクト又は調査の概要（目的、実施場所、投資額規模、適用技術、各協

<sup>1</sup> インドネシア側 JCM 事務局からの事業者へのコメントの送付方法は、事業者からの情報共有の実施から 1 週間以内に、当該事務局から事業者宛にメールで送付するものとする。

- 力機関の役割分担、現在の進捗状況<sup>2</sup>等)
- 想定される GHG 削減効果の大まかな概算 (tCO<sub>2</sub>/年)
  - 【設備補助事業又は一足飛びに向けた資金支援の場合】 工事完了及び JCM プロジェクト登録までの想定スケジュール
  - 【キャパシティビルディングを実施する場合】 想定されるインドネシアへのキャパシティビルディングの要素 (例 ; 情報の共有、ワークショップ開催、日本へ招へい等)

### 3. インドネシア側 JCM 事務局の連絡先

Indonesia JCM Secretaria  
Email: [secretariat@jcmindonesia.com](mailto:secretariat@jcmindonesia.com)

### 4. 環境省の連絡先

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室  
Email: [jcm@env.go.jp](mailto:jcm@env.go.jp)  
Tel: 03-5521-8354

(注) 以上はあくまでも推奨であって、各種公募への応募に際して義務づけたり、採択の条件とするものではありません。

---

<sup>2</sup> 調査の場合は今後の予定を含む。